

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度第 1 回藤井寺市職員倫理委員会
開 催 日 時	令和 7 年 7 月 5 日（土）午後 2 時～午後 3 時 1 5 分
開 催 場 所	藤井寺市役所 2 階 研修室
出 席 者	（委員） 梶委員長、中川委員、村田委員、永榮委員、難波委員 （事務局）総務部長、人事課課長・主幹
会 議 の 議 題	1 利害関係者との接触に関する届出書について（案件 9 件）：公開 ※報酬等届出書については該当案件なし
会 議 の 要 旨	前回会議後から令和 7 年 7 月 4 日までに提出された利害関係者との接触に関する届出書について審議、検討する。
会 議 録 の 作 成 方 法	要点記録
記録内容と確認方法	出席した構成員全員の確認を得ている。
そ の 他 必 要 事 項	当日の傍聴者は 0 名であった。

- ・総務部長より挨拶
- ・委員長より挨拶

【審議案件】

1 利害関係者との接触に関する届出書について

- ・前回会議後から令和7年7月4日までに提出された「利害関係者との接触に関する事前届出書」9件の審議を行った。

- ・資料番号1

規則第6条第1項第8号により判断することになるが、市長の随行を兼ねての参加であり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

- ・資料番号2

相手方は利害関係者に該当するが、研修会については、規則第6条第1項第1号に該当し、禁止行為の例外と判断する。

- ・資料番号3

相手方は利害関係者に該当するが、研修会については、規則第6条第1項第1号に該当し、禁止行為の例外と判断する。

- ・資料番号4

相手方は利害関係者に該当するが、研修会については、規則第6条第1項第1号に該当し、禁止行為の例外と判断する。

- ・資料番号5

相手方は利害関係者に該当するが、研修会については、規則第6条第1項第1号に該当し、禁止行為の例外と判断する。

- ・資料番号6

現時点では、条例第11条の利害関係者には該当しないと考えられる。市との関係性が変化することで今後同条に該当することはあり得る。また今後の届出書提出を拒否するものではない。

- ・資料番号7

相手方は利害関係者に該当するが、研修会については、規則第6条第1項第1号に該当し、禁止行為の例外と判断する。

- ・ 資料番号 8

規則第 6 条第 1 項第 1 号および第 3 号により判断することになるが、職員が個人負担をしていることもあり、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

- ・ 資料番号 9

規則第 6 条第 1 項第 3 号により判断することになるが、研修を行っており、市民の疑惑を招くおそれは少ないと判断する。

- ・ 次回の藤井寺市職員倫理委員会の開催について

令和 8 年 2 月 7 日(土) 午後（予定）